

「佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準条例」について

1 介護予防支援とは

「要支援1」又は「要支援2」と認定された方に対して、要介護状態（要介護1～5）へ移行（重度化）することを予防する観点から、介護保険法上の予防給付として提供される介護予防サービス及びその他介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することが出来るよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行うことをいいます。

なお、この事業を行うことができる者は、介護保険法の規定により、市長から指定を受けた地域包括支援センター及びセンターから業務の委託を受けた居宅介護支援事業者となっています。

《介護予防サービスの内容》

介護保険法上の予防給付として提供される介護予防サービスには、「介護予防通所介護」、「介護予防通所リハビリテーション」、「介護予防訪問介護」及び「介護予防福祉用具貸与」等があります。

2 基準の分類

佐倉市が基準を条例で定めるに当たっては、従来の国で定める基準を次の2つに分類し、条例を制定していく必要があります。

	国が示す基準の考え方
(1)従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
(2)参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

3 条例制定に当たっての基準区分

* 省令の項目

従うべき基準	参酌すべき基準
<ul style="list-style-type: none"> • 従業員の員数 • 管理者 • 内容及び手続の説明及び同意 • 提供拒否の禁止 • 秘密の保持 • 事故発生時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> • 趣旨 • 基本方針 • サービス提供困難時の対応 • 受給資格等の確認 • 要支援認定の申請に係る援助 • 身分を証する書類の携行 • 利用料等の受領 • 保険給付の請求のための証明書の交付 • 指定介護予防支援の業務の委託 • 法定代理受領サービスに係る報告 • 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付 • 利用者に関する市町村への通知 • 管理者の責務 • 運営規定 • 勤務体制の確保 • 設備及び備品等 • 従業者の健康管理 • 掲示 • 広告 • 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等 • 苦情処理 • 会計の区部 • 記録の整備 * 佐倉市独自基準予定 • 指定介護予防支援の基本取扱方針 • 指定介護予防支援の具体的取扱方針 • 指定介護予防支援の提供に当たっての留意点

4 今回の条例制定の考え方

現在、佐倉市の指定介護予防支援事業所等は適正に運営されていることから、基準は国とほぼ同様に考えていますが、「記録の整備」についてのみ佐倉市の独自の基準として設ける予定です。

(1) 文書の保存期間

サービス提供に関する記録の保存期限については、以下の理由により2年間から5年間に延長します。

項目（基準の種類）	国の基準（概要）	佐倉市独自基準（案）	理由
記録の整備（参酌すべき基準）	指定介護予防支援事業者は、事業者等との連絡調整に関する記録、利用者ごとの介護予防支援台帳、市町村への通知記録、苦情内容等の記録、発生した事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を、その完結の日から <u>二年間</u> 保存しなければならない。	サービスの提供に関する記録の保存期間を <u>五年間</u> とする。	事業者が不適正な介護給付の支給を受けた場合、市への返還の請求権は、地方自治法の規定により期限が5年間と定められており、国の基準である2年間の保存では、返還請求時に検証すべき記録が存在しない恐れがあるため。

5 施行期日

平成27年4月1日（予定）

6 根拠・基準となる法令

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第59条、第115条の22、第115の24
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）

7 今後のスケジュール

日程	内容
平成26年10月上旬	市ホームページ等により、パブリックコメント（意見募集）の実施
平成26年11月下旬	12月定例会へ議案提出
平成27年 4月1日	条例施行